

留学生インターンシップの受入に関する覚書

受入企業名 (以下、「甲」という。)と 大学名 (以下、「乙」という。)は、愛知県が主催する 2025 年度 留学生インターンシップ事業(夏季)に関して、下記のとおり覚書を締結する。また、乙は甲と実習生が取り交わす誓約書について、実習生に対し、その内容を遵守するよう適切な指導を行うものとする。

記

1. インターンシップの考え方

甲は、将来の社会・地域・産業界等を支える外国人高度人材を育成するための教育活動として、就業体験及び社会人としての心構えを学ぶ機会を提供するとともに、留学生が安心・安全かつ有意義な研修を受けられるよう管理監督する態勢を整え、実習終了後に留学生の評価を行うものとする。また、インターンシップを安心・安全かつ円滑に実施するため、甲は、愛知県及び本事業受託業者、及び乙と連携・協力するものとする。

2. 受入実習生及び受入部署

- (1) 実 習 生 :
- (2) 受 入 部 署 :
- (3) 受 入 場 所 :

3. 受入条件等

- (1) 実習生の身分 実習生は乙において保有する身分のまま実習に参加するものとし、甲と実習生との間に雇用関係は生じないものとする。
- (2) 実 習 内 容 指定する部署等において会社業務の一部を実習する。
- (3) 実 習 期 間 2025 年 月 日 () ～ 月 日 () (日間)
ただし、 月 日を除く。
- (4) 実 習 期 間 : ～ : (休憩: : ～ :)
- (5) 賃 金
- (6) 通 勤 費
- (7) 旅 費
- (8) 昼 食 費
- (9) 被 服
- (10) 傷 害 保 険 本インターンシップ事業の主催者において負担する。
- (11) 賠償責任保険 本インターンシップ事業の主催者において負担する。
- (12) 秘 密 保 持 実習生は実習期間中に知り得た秘密事項を実習期間中のみならず、実習期間終了後といえども一切他に漏らしてはならない。

4. 協議事項

本覚書に定めのない事項、または本覚書に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

2025 年 月 日

甲 貴 社 名 :
住 所 :

乙 大 学 名 :
住 所 :

署名捺印: _____

署名捺印: _____